

求職活動等に関するルール

(職員及び求職者等向け)

本ルールは、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第4条第2項の規定に基づき定めるものです。本ルールで使用する用語については、同規程の定めるところによります。

当協会は、公正な採用選考の考え方にに基づき、求職者等の基本的人権を尊重した採用活動を行います。採用活動に関わるすべての職員は、本ルールを遵守してください。

当協会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならないことをここに方針として明確化し、全職員に周知徹底するとともに、本ルールの内容を求職者等にもあらかじめ周知します。

第1 禁止する言動の例

以下は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに該当し得る言動及び公正な採用選考の観点から不適切な言動の例示です。これらに限らず、求職者等が不快・不安を感じると合理的に考えられる性的な言動はすべて禁止します。

【対人的な言動】

- 必要のない身体的接触
- 性的な冗談やからかい、容姿・体型に関する発言
- 食事等への執拗な誘い

【面接における不適切な質問】

- 恋人の有無、結婚・出産の予定等、業務に関係のないプライベートな事項を聞くこと
- 育児・家事を特定の性が担うことを前提とした質問(例:「転勤の際、ご家族はどうされますか」等)
- 性別による役割分担を前提とする発言
- 思想・信条・宗教・支持政党等、本来自由であるべき事項を聞くこと

【不利益取扱い】

- 性的な言動を拒否・抗議したことを理由とした不採用その他の不利益な取扱い

【連絡手段の悪用】

- SNS・マッチングアプリ等を通じた不適切なメッセージ・画像の送付

【性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する言動】

- 性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動
- 性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報を、本人の了解を得ずに暴露すること又は開示を強要し、若しくは禁止すること

第2 面談の実施方法

1. 面談時間及び場所

原則として、当協会の勤務時間(午前9時30分から午後5時30分)の間に、当協会事務室内又は当協会が指定する外部の会議室で行います。

2. 実施体制

当協会事務局の役員又は職員の2名以上により、原則として対面形式で行います。なお、オンラインで実施する場合は、次項によります。

3. オンラインで実施する場合の留意点

- 求職者等が自宅から参加している場合があるため、背景の映り込みを気にする必要がない実施方法とし、部屋の様子等の映像提供を求めないでください。
- 全身を映すことや特定の服装を求めないでください。
- 通信ツールの操作案内等を名目に、個人の連絡先(SNS等)を聞き出さないでください。
- 録画・録音は、求職者等の同意がない限り行わないでください。

第3 連絡手段の指定

求職者等への連絡は、原則として、当協会総務部長から電子メールにより行います。(緊急の場合は、当協会総務部長から電話により連絡します。)

SNS・マッチングアプリ等による連絡は一切行いません。

第4 ハラスメントを認識した場合の対応

性的な言動により求職者等の求職活動等を阻害する行為(求職活動等におけるセクシュアルハラスメント)は、これを禁止します。

ハラスメントを目撃・認知した職員は、沈黙せず、次のとおり対応してください。見て見ぬふりをすることは許容しません。

- その場で直ちに制止してください。(相手が上司であっても同様です。)
- 求職者等が安心して話せる環境を確保し、状況を確認してください。
- 速やかに下記相談窓口に報告・相談してください。

相談を受けた場合は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、事実関係を迅速かつ正確に確認のうえ適切に対応します。

本ルールに違反し、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行った者に対しては、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第5条の規定に基づき、その区分に応じた措置を講じます。職員（派遣労働者を除く。）については、就業規則第44条（当該行為を行った者が嘱託職員である場合は嘱託職員就業規則第15条と読み替える。）の規定に基づく懲戒処分の対象とします。

相談者に対しては、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条第6項の規定に基づき、心情に配慮した対応を行います。具体的には、行為者との引き離し（面談担当者の変更を含みます。）、行為者による謝罪、採用選考の担当者以外の者による相談対応、面談等の日時、場所又は実施方法の再調整などです。あわせて、再発防止のため職員に対する研修を実施します。

相談又は事実確認への協力等を理由として、求職者等が不利益な取扱いを受けることはありません。

第5 本ルールの周知

本ルールの内容は、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第8条第2項の規定に基づき、求人票、採用活動用パンフレット、当協会ホームページ、就職説明会その他の採用活動における広報又は面談等の日程調整のご連絡（電子メール）により、あらかじめ求職者等に周知します。

第6 相談窓口

担当者の言動が本ルールに沿っていないと感じた場合は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに該当する可能性があります。被害を受けた場合や不安を感じた場合は、下記の相談窓口にご連絡ください。相談内容は秘密厳守のうえ対応します。

相談窓口	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 総務部長 小室 幹生 （総務部長が対応困難な場合又は総務部長が当該言動を行った者である場合は業務執行理事が受け付けます。）
電話	03-5562-0621（平日午前9時30分から午後5時30分）
メール	komuro@pump.or.jp
対応内容	求職活動等における言動全般に関するお問い合わせ・ご相談（求職者等セクシュアルハラスメントを含む）

※ 担当者の氏名及び連絡先に変更があった場合は、本ルールを改訂し、掲載媒体を速やかに差し替えます。

附則 本ルールは令和8年10月1日から施行する。